

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正の概要について

平成 20 年 6 月 19 日

1 「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」等の策定に伴う改正

「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」等が策定されたことから、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」との関係を整理するとともに、同基本要綱に基づく食品安全委員会の対応を定めるため所要の改正を行う。

「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」(下線部を追加)

(改正案) 本要綱は、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。)第 4 の 4 に基づく緊急時対応マニュアルとして、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成 15 年 11 月 21 日閣議決定)に基づき対応を妨げないこととする。

また、「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」(平成 20 年 4 月 23 日食品危害情報総括官会議申合せ。以下「食品危害総括官会議申合せ」という。)に基づいて対応するものについては、本要綱によらないこととする。

「食品安全委員会緊急時対応基本指針」(読み替え規定を追加)

「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」、「食品による危害に関する緊急時対応実施要領」に基づく対応については、本指針に準じて実施する。

2 緊急対策本部の設置要件の改正

緊急対策本部の設置に係る緊急協議について、委員会からの報告(協議要請)又はリスク管理機関からの協議要請に限らず、より幅広い情報をもとに、食品安全担当大臣が判断するよう改正を行う。

「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」

「緊急対策本部設置要領」

「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応基本要綱」(下線部を追加)

(改正案) 食品安全担当大臣は、緊急事態等の発生に際し、委員会からの報告若しくはリスク管理機関からの要請に基づき、又は自らの判断により、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部の設置を決定することとする。

3 官邸への連絡体制の明確化

委員会自らが認知した緊急事態及びその可能性のある事態について、必要に応じて迅速に官邸に報告するための改正を行う。

「食品安全委員会緊急時対応基本指針」

「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」

(追加) 委員長は、委員会自らが認知した緊急事態及びその可能性のある事態について、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成 15 年 11 月 21 日閣議決定)に基づき、内閣情報調査室(内閣情報集約センター)への報告が必要であると判断した場合には、事務局長にこれを指示する。